

# 特別定額給付金を申請しよう！



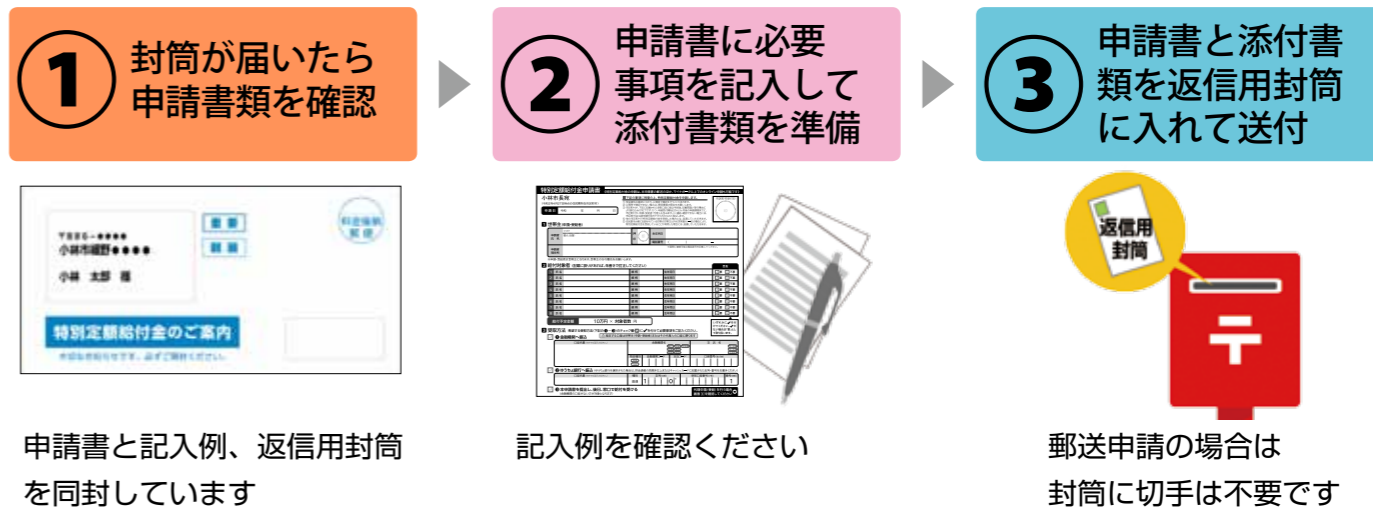
必ず確認するモノ！

特別定額給付金の申請書を全世帯に発送しました。  
特別定額給付金を受け取るには、郵送された申請書に必要な事項を記入し、書類を添付して返送ください。申請書の記入方法や必要な書類は記入例を確認ください。

## ◆特別定額給付金とは

- **給付対象者** 基準日（令和2年4月27日）に、市の住民基本台帳に記録されている人
- **給付額** 世帯構成員1人につき10万円 ※対象者のいる世帯の世帯主が受け取り
- **申請手続き** 1回のみ（すでにオンライン申請またはダウンロード申請した人は、申請書を返送する必要はありません。）

## ◆郵送申請の手順



## ◆よくある質問

**基準日（4月27日）に生まれた子は給付対象者になりますか？**  
給付対象者となります。  
4月28日以降に生まれた子は、給付対象者になりません。

**自分の住民基本台帳の情報を調べる方法はあるか？**  
個人情報保護のため電話での問合せにはお答えできません。自身で住民票の交付請求を行ってください。

**申請はいつまで？**

申請は、郵送申請を受け付け始めてから3か月です。正式に決まり次第、広報紙などでお知らせします。

**世帯主とその他世帯員の給付金を別々に受け取ることができるか？**

給付金は世帯ごとで受け取りのため、別々に受け取ることとはできません。

## ◆申請書記入の注意点

● **振り込み先口座はカナで記入**  
読み間違えによる振り込み不能を防ぐため必ずカタカナで記入ください。



記入漏れに注意するモノ！

● **申請・受け取りは原則世帯主**  
特別定額給付金の申請、受け取りは原則として世帯主がすることとなります。このため、振込先口座も世帯主名義のものを記入ください。

● **世帯主が自身で申請できない場合**

身体が不自由であるなどの理由で、世帯主本人による申請が困難な場合は、**代理人による申請も可能**です。  
基準日時点で同じ世帯の構成員（配偶者、子どもなど）か、普段から世帯主本人の身の回りの世話をしており、市長が特に認める人（親族、法定代理人、民生委員、自治会長など）は代理申請が認められます。

## ◆添付書類の注意点

● **本人確認書類のコピー**  
なりすまし申請を防ぎ、世帯主本人が申請しているかを確認するための書類です。

申請書に印刷されている「**申請者現住所**」と一致する本人確認書類のコピーを提出ください。  
転居などで本人確認書類の住所が前住所のままの場合は、免許証のコピーのほか、保険証などの書類1点のコピーを提出ください。

● **振込口座が確認できる書類のコピー**

申請書に記載した、振込先口座を確認するための書類です。  
**銀行名、支店名、口座番号と口座名義（カタカナ）**が確認できる書類のコピーを提出ください。

● **詳しい記入方法については、申請書に同封の記入例を確認ください。**

添付書類も忘れないうえ！



**振り込みまでの期間は？**  
2週間程度を目安としますが、郵送申請開始直後には多くの申請が寄せられ、振り込みまでの期間が長く必要となることがあります。また、申請書や添付書類の不備があると期間を要することもあります。

**申請が受理されたか、審査の進行状況、振り込み時期が知りたいときは？**  
到着したもののから順次開封し審査を進めますが、大変多くの申請が寄せられる状況のため、個別の受理状況などをお答えすることは困難です。不備があった場合は連絡します。

**職員を募集しています**

経済対策の一環として会計年度任用職員を募集します。詳しくは市ホームページをご覧ください。総務課まで連絡ください。

・総務課 Tel.23・0469

●問＝新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室  
Tel.22-2090